



第 51 回原子力委員会
資料第 1 - 1 号

11安(原規)第62号

平成11年 8 月 30日

原子力委員会委員長 殿

内閣総理大臣



核燃料サイクル開発機構大洗工学センターの原子炉の設置変更
(高速実験炉原子炉施設の変更) について (諮問)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第26条第1項の規定に基づき、核燃料サイクル開発機構理事長都甲泰正から平成11年3月29日付け10イクル機構(大洗)079(平成11年8月19日付け11イクル機構(大洗)044で一部補正)をもって、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、2号及び第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準に適合していると認められるので、法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求める。

(別紙)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 法第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請に係る変更は、D型照射燃料集合体、計測線付実験装置、ナトリウムボンド型制御要素及び核特性測定用要素を追加するとともにメンテナンス建物の一部を固体廃棄物の廃棄設備へ変更を行うものである。これらにより原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請に係る変更は、D型照射燃料集合体、計測線付実験装置、ナトリウムボンド型制御要素及び核特性測定用要素を追加するとともにメンテナンス建物の一部を固体廃棄物の廃棄設備へ変更を行うものである。これらが我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更に必要なとされる資金は、申請者が核燃料サイクル開発機構法に基づく政府出資金をもって調達する計画になっており、本件申請に係る変更を実施するために必要な経理的基礎があるものと認められる。